様式２

生産行程管理業務規程

令和５年６月２日

１　作成者

住所（フリガナ）：（〒028-2302）岩手県 宮古市 川井 第 ２地割 186番地 １（イワテケンミヤコシカワイダイ　チワリ　バンチ）

名称（フリガナ）：川井 しそブランド 推進 協議会（カワイ　スイシンキョウギカイ）

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長　杉下　一雄（スギシタ　カズオ）

ウェブサイトのアドレス：https://www.miyako-kawai.com

２　農林水産物等の区分

（１）区分名：第１類　農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（しそ）

（２）区分名：第５類　農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（しそ塩蔵品）

３　農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：川井 赤 しそ、Kawai Aka Shiso（カワイアカ）

４　明細書の変更

生産者団体「川井しそブランド推進協議会（以下「協議会」という。）」は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更をおこなうものとする。

５　明細書適合性の確保のために必要な措置

（１）構成員への手順の周知・指導等

協議会は、構成員に対し、「川井赤しそ」の明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知し、必要に応じて指導する。

ア　生産者の手順：生産者は、生産地及び栽培方法を遵守した「しそ」を出荷した記録として、紫蘇栽培日誌等を保存する。

イ　加工業者の手順：加工業者は、協議会が定める加工方法を遵守して加工した記録として製造記録書等を保存する。

ウ　協議会の手順：協議会は、生産者及び加工業者（以下「生産者等」という。）が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

（２）手順の妥当性を見直す機会

協議会は、上記（１）のア～ウの手順について、年に１回以上、その妥当性を検証する。

6　明細書適合性の指導

協議会は、生産者等が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合には、当該生産者等に対して警告を発し、是正を求める。

7　地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

協議会は、上記５（１）の周知の際に、地理的表示である「川井赤しそ」及びGIマーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

（１）明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「しそ」及び「しそ塩蔵品」（以下「しそ等」という。）にのみ、地理的表示等の使用が可能であること。

（２）GIマークを使用する場合は、地理的表示である「川井赤しそ」と併せて使用すること。

（３）GIマークは法施行規則の様式１から３の規定に基づいたデザインとすること。

8　地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

協議会は、生産者等による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産者等に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、協議会は当該生産者等の生産した「しそ等」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9　重大な違反が判明した場合の報告

協議会は、上記６及び８に関して、「川井赤しそ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10　資料の保存

生産者等及び協議会は、次の資料をその作成日又は取得日から５年間保存するものとする。

（１）上記５における「川井赤しそ」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料

（２）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合

ア　その事実を裏付ける資料

イ　その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11　連絡先

[redacted]